

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字小沢字広野一六七番地、最後の住所青森県弘前市大字自由ヶ丘五丁目五番地三弘前特別養護老人ホーム 被相続人 亡 下山 ヒサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

青森県弘前市大字駅前二丁目二番地一 弁護士 小笠原大記  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字村木沢五六六番地二、最後の住所山形県山形市大字村木沢五六六番地の二 被相続人 亡 向田 安延

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

山形県山形市旅籠町一丁目一四番二九号 弁護士 菅原 謙  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原一丁目一三番地、最後の住所埼玉県比企郡小川町大字角山五三番地六 被相続人 亡 塚原 隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号 秩父 弁護士 白根 心平  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区新山下二丁目三番地、最後の住所東京都東久留米市中央町二丁目一番四九号出澤方 被相続人 亡 内畠 久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都千代田区幸町二丁目二番二号富国生命ビル 弁護士 落合 孝文  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区笹塚二丁目四四番地、最後の住所東京都渋谷区神宮前三丁目一八番三七号はあとびあ原宿 被相続人 亡 江口 健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都千代田区四番町六番一五号エルフェ 弁護士 森 円香  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市市川町五五九番地四、最後の住所東京都八王子市市川町一五四番地五五八 被相続人 亡 中村 友哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

東京都武蔵野市境一丁目一五番一五号フジサンビル四〇二 武蔵境法律事務所 弁護士 飯田 正伸  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区新三三五番地、最後の住所川崎市中原区新三三五番地 被相続人 亡 伏見 寛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

神奈川県川崎市中原区新丸子町九一一番地BRAVIA武蔵小杉五〇三 被相続人 亡 山浦 義孝  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市緑区長津田町二四一〇番地三、最後の住所横浜市緑区長津田町二四一〇番地三シテイハイム一 一〇一 被相続人 亡 七五三木秀通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

横浜市中央区太田町四一五五横浜馬車道ビル 七階 被相続人 亡 伊藤 茂樹  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区大手町三丁目六七四番地、最後の住所新潟県新潟市東区大手町三丁目二番二一 被相続人 亡 伊藤 茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

新潟市中央区西堀前通二番町七二三 竹内 弁護士 五十嵐 広明  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市大字耳取七三九番地二、最後の住所長野県小諸市大字耳取七三九番地二 被相続人 亡 山浦 義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

長野県佐久市佐久平駅南一五番地三永存第2ビル二階 被相続人 亡 依田 淑史  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島市正木町南及二丁目七〇番地、最後の住所岐阜県羽島市正木町南及二丁目七〇番地 被相続人 亡 宮川 勝廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

事務所岐阜県羽島市竹鼻町丸の内十丁目二番地 弁護士 平野 瞬  
事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区平川地一七〇番地五、最後の住所静岡県静岡市清水区山原九〇七番地の二 被相続人 亡 竹田 幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

静岡県静岡市築地八三八 落合電気ビル二階 藤枝やいづ合同法律事務所 弁護士 横田 有里  
事務所

第70期決算公告

令和8年9月24日

福島県相馬市小泉字高池88番地の1

株式会社小野中村

代表取締役 植村 賢二

貸借対照表の要旨 (令和8年6月30日現在) (単位:千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目        | 金 額       |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 流動資産     | 2,446,380 | 流動負債       | 2,073,850 |
| 固定資産     | 2,192,873 | (内賞与引当金)   | (33,642)  |
| 有形固定資産   | 509,521   | (内役員賞与引当金) | (243)     |
| 無形固定資産   | 9,421     | 固定負債       | 8,945     |
| 投資その他の資産 | 1,673,930 | 株主資本       | 2,556,457 |
|          |           | 資本金        | 79,000    |
|          |           | 資本剰余金      | 1,032,136 |
|          |           | その他の資本剰余金  | 1,032,136 |
|          |           | 利益剰余金      | 1,445,321 |
|          |           | 利益準備金      | 19,750    |
|          |           | その他利益剰余金   | 1,425,571 |
|          |           | (うち当期純利益)  | (306,676) |
| 資産合計     | 4,639,254 | 負債・純資産合計   | 4,639,254 |